

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第7号

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後             |    |    |                | 改正前             |    |    |                |
|-----------------|----|----|----------------|-----------------|----|----|----------------|
| 別表第1（第2条，第3条関係） |    |    |                | 別表第1（第2条，第3条関係） |    |    |                |
| 職名              | 区分 | 報酬 |                | 職名              | 区分 | 報酬 |                |
|                 |    | 日額 | 月額             |                 | 年額 |    | 日額             |
| 略               |    |    |                | 略               |    |    |                |
| 家庭児童相談員         |    |    | <u>138,000</u> | 家庭児童相談員         |    |    | <u>111,000</u> |
| 略               |    |    |                | 略               |    |    |                |
| 備考 略            |    |    |                | 備考 略            |    |    |                |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。